

年末調整を受ける際の注意事項

扶養控除等(異動)申告書や保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書は、正しく記載して提出されていますか？

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど(扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

《平成 29 年分申告書記載事項チェック表》

「平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「平成 29 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の記載事項に誤りが無い、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶養控除申告書	<input type="checkbox"/>	控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上(平成14年 1 月 1 日以前生)の扶養親族ですか。	保険料控除申告書	<input type="checkbox"/>	各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/>	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢 70 歳以上(昭和 23 年 1 月 1 日以前生)ですか。		<input type="checkbox"/>	生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/>	また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に○を付けていますか。		<input type="checkbox"/>	一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。
	<input type="checkbox"/>	特定扶養親族は、年齢 19 歳以上 23 歳未満(平成 7 年 1 月 2 日～平成11 年 1 月 1 日生)ですか。		<input type="checkbox"/>	個人年金保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。
	<input type="checkbox"/>	控除対象配偶者又は扶養親族があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その控除対象配偶者等と生計を一にしているといえますか。		<input type="checkbox"/>	地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。
	<input type="checkbox"/>	控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢 16 歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ38万円以下ですか。		<input type="checkbox"/>	地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。
	<input type="checkbox"/>	障害者に該当する(人がいる)場合に記載もれはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。		<input type="checkbox"/>	社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。
	<input type="checkbox"/>	寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。		配偶者特別控除申告書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	住民税に関する事項に、年齢 16 歳未満(平成14年 1 月 2 日以後生)の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/>	配偶者の合計所得金額は、38 万円超 76 万円未満ですか。		
<input type="checkbox"/>	控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。	<input type="checkbox"/>	配偶者特別控除額の計算は正しく行われていますか。		
		<input type="checkbox"/>	配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。		

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の途中で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の途中で、結婚によって控除対象配偶者を有することとなったとき、又は離婚によって控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- 3 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 4 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

☆ 給与所得者向けのリーフレット「給与所得者と年末調整」を国税庁ホームページに掲載していますのでご覧ください。